

国民年金保険料の各種免除・猶予制度

制度名	要件	内容
申請免除制度	本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下	全額または一部が免除
若年者納付猶予制度	30歳未満で本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下	納付猶予
学生納付特例制度	20歳以上の学生で本人の前年所得が一定額以下	納付猶予

※災害や失業などが要件となる場合もあります

【申請手続き】

平成27年度分(平成27年7月～平成28年6月分)の申請は、7月1日より桂川町役場で受付

※保険料免除の申請は、原則として毎年度手続きが必要です

※過去期間については、申請をした月から2年1ヶ月前までさかのぼって免除申請が可能です

【申請に必要なもの】

◎印鑑 ◎本人確認書類(運転免許証、保険証、年金手帳など)

○申請する年度の所得証明(申請する年度の1月1日以降に桂川町に転入した場合) ○雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など(持っている場合) ○学生証または在学証明証(学生納付特例制度の場合)



国民年金保険料免除制度  
ご存知ですか？

国民年金保険料免除制度

国民年金事務所  
住民課 住民年金係  
0949-22-0905  
065-33301

「失業した」「所得が少ない」など国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば、保険料の全額または一部が免除となる免除制度や若年者納付猶予制度などがあります。保険料を未納のままの状態にしておくと、将来、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けることができないう場合がありますので、免除制度をご利用ください。

【熱中症のサイン】

本人が 気づくサイン	○めまい ○吐き気 ○頭痛 ○立ちくらみ ○体がだるい ○汗が途切れなく出てくる
周りが 気づくサイン	○顔色が悪い ○顔が赤い ○おう吐 ○暑そう 【重症になると…】 ○意識がない ○けいれん ○ぐったりしている

熱中症とは、高い気温の中で汗をかいて体の水分が少なくなり、熱が体にこもった状態のことをいいます。  
熱中症は、屋外だけでなく屋内でも発症する危険があります。発症者数は7、8月がピークで、急に気温が上がった日には特に注意が必要です。  
(画像提供…熱中症声かけプロジェクト <http://www.hitosuzumi.jp/>)

【熱中症の予防のポイント】

**飲み物と持ち歩き**

のどが渇く前に水分をとりましょう。  
「出かける前のコップ1杯」を習慣に！

**温度に気をとらさう**

扇風機・エアコン・日傘・帽子を利用し、こまめに休憩をとりましょう。

**栄養をとらさう**

バランスのいい食事を心がけ、朝ごはんをしっかり食べましょう。

**休息をとらさう**

暑さや疲れを感じたら、早めに涼しい場所に移動しましょう。

気付こう！  
熱中症のサイン